

## 事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	通常砂防事業																																						
地区名	井戸川沢																																						
事業箇所	豊田市小田木町																																						
事業のあらまし	井戸川沢は、愛知県の豊田市小田木町に位置する土石流危険渓流である。流域の地質は花崗岩からなり、荒廃が著しく、不安定土砂が多く堆積しており、豪雨等により土石流が発生した際には甚大な被害が発生する恐れがある。このため、通常砂防事業にて土石流対策を行うものである。																																						
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> ・ 人家5戸、国道153号を土砂災害から保護する。 <b>【副次目標】（必要に応じて記載する）</b> ・ なし																																						
事業費	事業費		内訳																																				
	1.7億円		□工事費1.4億円、□用補費0.1億円、□その他0.2億円																																				
事業期間	採択予定年度	平成27年度	着工予定年度	平成28年度	完成予定年度	平成31年度																																	
事業内容	砂防堰堤工 1基																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	流域は荒廃が著しく、不安定土砂が多く堆積しており、豪雨等により土石流が発生した際には甚大な被害が発生する恐れがあるため、土石流対策を行い、保全対象を保護する必要がある。																																					
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																				
		【理由】 土石流から保全対象を保護する必要があるため。																																					
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事 ・ 堰堤工</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	H31	工種 区分	調査・設計	←	→				用地補償		←	→			工事 ・ 堰堤工			←	→	→	事業費（億円）						1.7
			H27	H28	H29	H30	H31																																
	工種 区分	調査・設計	←	→																																			
用地補償			←	→																																			
工事 ・ 堰堤工				←	→	→																																	
事業費（億円）						1.7																																	
2) 地元の合意形成	過年度土砂災害防止法に基づく地元説明会を実施した際、土砂災害対策の要望の声が高まっていたため、合意形成は図られていると判断する。																																						
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																					
	【理由】 事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																						
III 対応方針																																							
妥当	事業実施が妥当である。： 上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。																																						
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																							
■対象（事業完了後5年目） □対象外																																							
【主な評価内容】																																							
・ 砂防堰堤や保全対象の状況から事業効果を確認する。																																							